

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書

(平成 年 月 日)

氏 名 _____

建物番号・名称	①				
建物の所在地	②				
適用要件	新築（取得）等年月日	③	年 月 日	年 月 日	
	貸家の用に供した年月	④	年 月	年 月	
	貸家の用に供した年月から5年を経過する年月	⑤	年 月	年 月	
	(建築物の構造区分)	⑥	(耐火・準耐火)	(耐火・準耐火)	
	建築物全体の床面積	⑦	m ²	m ²	
	貸家部分の床面積 (⑦に占める割合)	⑧	m ² %	m ² %	
	被災者向け優良賃貸住宅の床面積 (⑦に占める割合)	⑨	m ² %	m ² %	
	建築物全体の取得価額	⑩	円	円	
	貸家部分の取得価額	⑪			
	33m ² 当たりの取得価額 ($\frac{⑪}{⑧ \text{ m}^2} \times 33$)	⑫			
判定要件	被災者向け優良賃貸住宅の戸数	⑬	戸	戸	
	賃貸又は取得の形態	⑭	令9条1項4号()	令9条1項4号()	
	各独立部分ごとの床面積 (戸数)	⑮	m ² ()	m ² ()	
			m ² ()	m ² ()	
			m ² ()	m ² ()	
	台所・浴室・使所・洗面設備の有無	⑯	有・無	有・無	
	被災者向け優先公募の有無	⑰	有・無	有・無	
	適止家賃要件	⑱	該当・非該当	該当・非該当	
	償却費の計算	償却の基礎となる金額	⑲	円	円
		償却の方法	⑳	定額法・定率法	定額法・定率法
償却率 (耐用年数)		㉑	0. (年)	0. (年)	
使用期間		㉒	12 月	12 月	
建物全体		㉓	円	円	
貸家部分 (⑲×㉑×㉒%)		㉔			
1区以外 (⑲×㉑×㉒×(1-㉓%))		㉕			
被災者向け優良賃貸住宅の償却費 (⑲×㉑×㉒%)		㉖			
割増償却率		㉗	$\frac{50 \cdot 70}{100}$	$\frac{50 \cdot 70}{100}$	
割増償却期間		㉘	12 月	12 月	
計算	割増償却分 (㉖×㉗×㉘)	㉙	円	円	
	普通償却費の額	㉚			
	本年分の償却費の額 (㉙+㉚+㉛)	㉜			
	建物全体の償却費の累計 (㉜-㉝-前年未までの償却費の累計)	㉞			
参考	本年未の未償却残高 (㉜ - ㉞)	㉟			

書 き か た

- 1 この明細書は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第9条第1項に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受けるときに使用します。
- 2 この明細書は、被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。
- 3 この明細書の次の欄は、次により記載してください。
 - (1) 「①」欄には、建物については「○○アパート」、「○○マンション」、「○○荘」等、建物の名称を記載し、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。

(注) 建物附属設備については、「⑥」欄から「⑯」欄までの各欄の記載は要しません。
 - (2) 「②」欄には、その被災者向け優良賃貸住宅の所在する市町村名（被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村となっている市町村名）を「豊中市」、「神戸市」、「津名町」などと記載します。
 - (3) 「適用要件の判定」欄の各欄は、次によります。
 - イ 「⑥」欄は、() 内に建物の構造を記載し、建築物の区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
 - ロ 「⑨」欄は、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分に係る廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を含めて記載します。
 - ハ 「⑩」欄と「⑪」欄には、特定附属設備に該当する建物附属設備の取得価額を含めた、建物全体の取得価額と貸家部分の取得価額をそれぞれ記載します。

(注) 特定附属設備とは、建物附属設備のうち電気設備（内燃力発電設備及び蓄電池電源設備を除きます。）、給排水設備、衛生設備及びガス設備をいいます。
 - ニ 「⑭」欄には、その被災者向け優良賃貸住宅が阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第9条第1項第4号イからハまでのいずれの要件を満たすものであるかを記載します。
 - ホ 「⑮」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分につき、廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積を除いた専用床面積を記載し、同一の専用床面積である各独立部分の戸数を() 内に記載します。
 - ヘ 「⑯」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が、専用の台所、浴室、便所、洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
 - ト 「⑰」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（阪神・淡路大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）により行われたものであるかどうかに応じ、いずれかを○で囲みます。
 - チ 「⑱」欄には、その被災者向け優良賃貸住宅の「⑬」欄に記載した「賃貸又は取得の形態」が震災特例法令第9条第1項第4号ロ又はハのいずれかである場合に、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の家賃が、公営住宅法第12条第1項に規定する計算方法に準ずるものとして建設大臣が定める方法（平成7年3月27日付建設省告示第843号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかに応じ、いずれかを○で囲みます。
 - (4) 「償却費の計算」欄の「㉔」欄は、「㉑」欄の() 内に記載した耐用年数の区分に応じ、その耐用年数が45年以上であれば「70」、45年未満であれば「50」を○で囲みます。
- 4 詳しいことは、最寄りの税務署におたずねください。